

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金 Q&A

Q 1

割引券はどこで利用できますか？

A 1

豊橋市ホームページの取扱店一覧に載っているお店でご利用いただけます。

Q 2

どんなヘルメットでも購入できますか？

A 2

SG マーク（一般社団法人製品安全協会が製品の安全を保障するマーク）などの安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットになります。SG マークのほか、JCF、CE、GS、CPSC マークも対象となりますので、マークがついているか必ず確認してください。

なお、CE マークについては自転車乗車用の規格である CE（EN1078）に限定しますのでご注意ください。

Q 3

割引券はいつまで使用可能ですか？

A 3

今年度のみ有効です。ただし、予算の上限に達する等により年度途中であっても補助を受けられない場合がありますのでお早めにご使用ください。

Q 4

割引券を出せば 2,000 円引いてくれますか？

A 4

割引できるのは、ヘルメットの代金（税込）の 1/2 で 2,000 円までです。3,000 円のヘルメットを購入する場合の割引額は 1,500 円となります。

Q 5

割引券 1 枚で複数人（家族分等）を割引してくれますか？

A 5

割引券 1 枚で 1 人分となりますので、家族でも 1 人ひとり申請をしてください。

Q6

電子申請システムで、1つのアドレス（スマホ・パソコン）を使用して複数（家族分等）の申請はできますか？

A6

申請は可能ですが、割引券はお一人ずつ必要になります。アドレス（スマホ・パソコン）が同じあっても、それぞれの申請者情報を入力することにより、1人ひとりの割引券の発行が可能です。

Q7

家にプリンタが無くて割引券を印刷できないのですが、どうしたらいいですか？

A7

割引券送付メールからダウンロードした割引券をスマホなどに保存し、記載内容をヘルメット取扱店に設置してある、白紙の割引券に転記することもできます。ダウンロードした割引券をUSBなどに保存し、コンビニで印刷も可能です。※コンビニでの印刷方法は、各コンビニにお尋ねください。

Q8

割引券に個人情報を記入するのに抵抗があります。市役所に直接提出したいのですができますか？

A8

申請者の事務負担の軽減や割引をヘルメット取扱店にて即日適用するため、ヘルメット取扱店での割引券の提示をお願いしております。なお、ヘルメット取扱店で提示していただく身分証明書等の内容は確認するだけで、内容を写すようなことはいたしません。